

(平成22年2月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年5月から同年12月まで
② 昭和45年4月から46年3月まで

昭和45年1月ごろに、元妻がA市B支所で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料も元妻が納付していた。57年6月ごろ、元妻から年金手帳を見せてもらったときには、未納は無かったと思うので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和46年9月14日であり、その時点で当該期間に係る国民年金保険料を過年度納付により納付することが可能であった上、申立人の特殊台帳を見ると、当該期間直前の45年1月から同年3月までの国民年金保険料が過年度納付により納付されていることが確認できることから、当該期間の国民年金保険料についても過年度納付により納付したと考えるのが自然である。

2 申立期間①については、前述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和46年9月14日であり、その時点では、当該期間の一部は時効により納付できない期間である上、当該期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の元妻が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、当該期間に係

る国民年金保険料の納付金額、納付時期等に関する申立人の元妻の記憶は曖昧であり、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

長崎国民年金 事案 614

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から42年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から42年8月まで

私は、昭和37年4月、A町からB市に転居した際、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を毎月納付していた。

ところが、私の国民年金の記録を社会保険事務所（当時）に確認したところ、申立期間に係る国民年金保険料の納付記録が確認できないとの回答があった。

そのときの領収書等は保管していないが、申立期間の国民年金保険料を納付していたことは間違いないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

戸籍謄本により、申立人の三男の出生届が昭和38年*月にA町に届けられたことが確認でき、申立人がA町からB市に転居したのは同年*月以降と推認されることから、37年4月にB市で国民年金の加入手続を行い、保険料を毎月納付していたとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、オンライン記録上、申立人は、昭和41年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得後、同年9月30日に同資格を喪失し、同年10月1日に別の事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得後、42年8月18日に同資格を喪失していることが確認できることから、制度上、当該期間は国民年金の被保険者とはなれない期間である上、申立人の特殊台帳を見ると、申立人がB市に居住していた41年8月12日に国民年金手帳記号番号がいったん払い出されたものの、その時点では、申立人が厚生年金保険の被保険者であることが判明したため、時期は不明であるが、当該

記号番号が誤認を理由に取り消されていることが確認できるほか、当該記号番号により国民年金保険料が納付された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。